

令和3年10月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	56	49	54	64	60	61	69						413
問い合わせ	3	7	4	3	5	4	3						29
要望	0	0	0	0	0	0	0						0
計	59	56	58	67	65	65	72	0	0	0	0	0	442
(前年度計)	(79)	(93)	(76)	(77)	(69)	(58)	(71)	(85)	(69)	(75)	(72)	(70)	(894)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	6	2	4	5	3	7	3						30
(前年度)	(10)	(4)	(3)	(2)	(4)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(2)	(5)	(38)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	0	1	1	1	2	3	2						10
20歳代	6	2	9	7	8	3	5						40
30歳代	9	8	9	10	8	8	14						66
40歳代	15	7	9	6	12	8	8						65
50歳代	9	7	10	6	8	8	15						63
60歳代	7	6	5	13	8	10	6						55
70歳以上	12	19	13	20	16	23	17						120
その他・不明	1	6	2	4	3	2	5						23
計	59	56	58	67	65	65	72	0	0	0	0	0	442

今月の相談事例

自宅に何度も、「いない衣類やバッグはないか」と、電話がかかってくるので来訪を承諾した。ブランド品のバッグを見せたら、「他に貴金属ではない物はないか」と聞かれた。「貴金属を売ってもらわないと、他の物は引き取れない」と粘られ、しかたなく金の指輪を1つ出したら1500円置いて行った。指輪は叔母の形見なので返してほしい。クーリングオフはできるか。

センターからのアドバイス

購入業者が店舗等以外の場所、例えば消費者の自宅等で物品を購入することを、「訪問購入」と言います。購入業者は事前の連絡なく、いきなり消費者宅に訪問して勧誘することは法律で禁止されています。消費者宅に訪問してきた際に、「貴金属はないか」などと、当初の買取りの対象とは別の物品の売却を求める相談が、多数見受けられます。約束と違う物品を契約した場合、クーリングオフが適用になります。購入業者は、事業者名、連絡先、物品の種類、物品の購入価格、売買契約の解除等を記載された法定書面を交付する義務があります。解約通知のハガキを出しましょう。